

沿岸広域振興局長告示第33号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、小本川土地改良区（下閉伊郡岩泉町）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和7年12月9日

沿岸広域振興局長 小 國 大 作

1 就任

監事

千 葉 利 光 下閉伊郡岩泉町中島字中島166番地

2 退任

監事

阿 部 次 男 下閉伊郡岩泉町中島字長内157番地1